

広域化予防接種の請求に関する留意事項について（令和8年4月）

広島県国民健康保険団体連合会

広域化予防接種の請求にあたっては、次の事項に留意の上、提出いただきますようお願いいたします。

1 広域化予防接種請求関係書類の取扱いについて

- 令和8年4月からのRSウイルスワクチン（アブリスボ）及び10月からの高用量インフルエンザワクチンの定期接種化に伴い、請求時の必要書類が変更となります。

5月請求時からは、新しい請求書（令和8年4月改定）を使用してください。

○ 請求時の必要書類

- ・ 広域化予防接種請求総括表・・・（コピー可）
- ・ 広域化予防接種請求書（1枚目）・・・（コピー・折り曲げ不可）
- ・ 広域化予防接種請求書（2枚目）・・・（コピー・折り曲げ不可）
- ・ 広域化予防接種請求書（続紙）・・・（コピー・折り曲げ不可）※予診費用の請求に使用
- ・ 予防接種券・・・（※広域用）（予診のみの場合は、予防接種券は不要）
- ・ 予診票

※ 広域化予防接種請求書（2枚目）のみ、または広域化予防接種請求書（続紙）のみでの請求はできません。必ず広域化予防接種請求書（1枚目）と併せて請求してください。

※ 広域化予防接種請求書（2枚目）または広域化予防接種請求書（続紙）での請求がない場合は、広域化予防接種請求書（2枚目）または広域化予防接種請求書（続紙）の提出は不要です。

- 総括表は広島県医師会ホームページからダウンロードできます。また、請求書の送付依頼は、広島県医師会ホームページの注文フォームよりご申請ください。

- 総括表及び請求書は、返戻分の再提出など月遅れ請求がある場合は、当月請求分と合算して集計してください。

※ 請求書は1市町につき1枚となります。

（例）2026年4月接種分を2026年6月に請求する場合

2026年6月請求は、5月接種分が当月請求分になるため、総括表及び請求書の接種月欄は「2025年5月分」とし、4月接種分と5月接種分を合算して集計してください。

なお、4月接種分のみを、6月に請求する場合も「2026年5月分」と記入することになります。

※ 返戻分のみ再請求の場合も、総括表及び請求書は必要です。

- 未来月は、返戻対象となります。
- 請求書及び接種券は、黒ボールペンで記入してください。
- 請求書及び接種券の「□」記入枠を訂正する場合は、「□」枠を機械で読み取るため、二重線等での修正ではなく、修正テープ等により上書きし、「□」枠内に納まるように記入してください。（枠を手書きで書き直す必要はありません。）
- 接種券の接種回数やワクチンの種類に○をするとき、「□」枠にかからないようにしてください。

2 広域化予防接種請求書及び接種券・予診票について

(1) 予防接種請求書について

- 請求書の合計は、合計(A), 合計(B), 合計(C)欄及び合計(A) + (B) + (C)欄のそれぞれに記入してください。
- 請求書の患者負担額が 100万円を超える場合(7桁以上)は、数値を**右詰め**で記入し、枠に収まらない数値は枠外左側に記入してください。

例：患者負担額 (1, 234, 567 円) 1

2	3	4	5	6	7
---	---	---	---	---	---

(2) 接種券・予診票について

- 接種券は機械に通すため、接種券と予診票をホッチキスやノリでとめないてください。
- 接種券は市町別に接種コード順にしてください。※月遅れや返戻分も一緒に含めます。
- 予診票は市町別に接種券と同じ被接種者順にしてください。
- 接種券と予診票は、市町別に接種券と予診票を別々にまとめるてください。
- 予診票の実施場所欄には、実施した医療機関名をご記入ください。
- 予診票の実施場所等の欄にスタンプを使用される場合は、鮮明に押印してください。
なお、押印が他の記入欄に重ならないようご注意ください。
- 市町によって予診票の記載内容が異なります。接種方法等の記入(選択)が必要な場合がありますので、予診票の備考欄等をご確認ください。
- 接種券・予診票に記載漏れや誤りがないか、特に次の項目について、提出前にご確認をお願いします。

【漏れが多い箇所】

- ・接種部位(特に高齢者肺炎球菌の皮下 or 筋肉)、実施場所、医師名、接種年月日、性別
- ・集団・個別「2」、接種コードA5のワクチンコード「6」
- ・医師記入欄の接種可・否に○、保護者記入欄の接種希望に○ 等

【誤りが多い箇所】

- ・生年月日、性別、接種年月日(接種券と予診票が不一致)、公費負担額 等
- ・保護者氏名や保護者自署欄に被接種者の氏名を記入していないか
- 高齢者肺炎球菌ワクチン及び带状疱疹ワクチンの予診票の接種歴回答欄に「はい」「いいえ」の記載をお願いします。

接種歴がある場合

- ・高齢者肺炎球菌ワクチンは、対象外となる場合があります。
- ・带状疱疹ワクチンは、**前回接種年月日と前回接種したワクチンの種類の記載が必要**です。
- 各種予診票について、被接種者が自署できない場合に代筆する場合がありますが、**代筆者は、被接種者自署欄に①被接種者氏名を代筆し、②代筆者氏名及び③続柄の3項目の記入が必要**です。

3 その他留意事項について

- (1) 小児用肺炎球菌ワクチンについては、15価(バクニューバンス)と20価(プレバナー20)の委託料が同一の市町と同一でない市町があります。そのため、1種類の接種券(15価と20価を別々にしていない)を用いる市町と15価と20価で別々の接種券を用いる市町がありますので、下記をご確認の上、ご請求ください。

※【請求方法】

接種券	請求書
接種券が1種類【M1】の市町	小児用肺炎球菌ワクチン コード【M1】へ記入
接種券が2種類【M1, M3】の市町	20 価（プレベナー20） 小児用肺炎球菌ワクチン コード【M1】へ記入 15 価（バクニューバンス） 小児用肺炎球菌ワクチン（15 価） コード【M3】へ記入

※ 基本的には、持参された接種券コードでの請求となります。（接種券が1種類【M1】の市町に対して、15 価を接種したのでコードを【M3】に修正する必要はありません。）

※ 同一単価で2種類の接種券を出されている市町もあります。

- (2) 年度中途に委託単価や患者負担額を変更する市町がありますので、接種月と金額をよく確認して請求してください。
- (3) インフルエンザ及び新型コロナワクチンについて、一般と免除で接種コードが2つある場合であっても、市町によっては、1つのコードのみ使用している場合（一般で自己負担額0円）があります。
- (4) 市町による留意事項

被接種者 住 所 地 (請求先市町)	留 意 事 項
広島市	<p>※ <u>広島市以外の医療機関の方へ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種券の「<u>医療機関連絡先</u>」,「<u>保護者（家族等）の連絡先</u>」の欄に必ず電話番号を記入してください。 ・予防接種券の「<u>家族等</u>」「<u>保護者</u>」欄は、<u>全て記入</u>してください。 ・被接種者に「<u>家族等</u>」「<u>保護者</u>」の該当者がいない場合は、<u>続柄を「本人」として記入</u>してください。 ・予防接種券の被接種者の<u>名前に「ふりがな」を必ず記入</u>してください。 ・高齢者インフルエンザ・新型コロナ・帯状疱疹・高齢者肺炎球菌について、<u>60～64 歳の方が接種する場合は</u>、請求時に各予防接種の対象者の条件に該当する障害の障害者手帳1級のコピー・該当者確認書（原本）・診断書（原本）のいずれかを各予防接種の予診票に添付して請求してください。
尾道市	<p>尾道市の被接種者が<u>高齢者肺炎球菌を接種する場合は</u>、「高齢者肺炎球菌定期予防接種ご案内」のハガキを医療機関の窓口に持参されますので、<u>予診票の裏面にハガキの氏名が表になるようにノリ付け</u>して、国保連合会へ提出してください。</p>
東広島市	<p>東広島市については、<u>予診票が複写式になっており、「市提出用」（請求用）と「医療機関保管用」に分かれています</u>ので、提出時にご留意ください。</p>

担当：審査管理課管理係
電話：082-554-0775